

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1
秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目次

規則

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第33号）……………2
- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第34号）……………2

告示

- 平成24年度および平成25年度市税督促状の公示送達について（第281号）……………2
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第282号）…3
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第283号）…3
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第284号）…3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第285号）…3
- 平成25年度秋田市文化章受章者の氏名および事績について（第286号）……………3
- 平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第287号）……………4
- 平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第288号）……………4
- 生活保護法による介護機関の指定について（第289号）…4
- 生活保護法による医療機関の指定、休止および廃止について（第290号）……………4
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第291号）…4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第292号）……………5
- 平成25年度第3期国民健康保険税督促状の公示送達について（第293号）……………5
- 住民票の職権消除について（第294号）……………5
- 秋田市議会定例会の招集について（第295号）……………5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第296号）…5

教委告示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号）……………5

選管告示

- 平成25年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第76号）…6

農委告示

- 農業委員会総会の招集について（第15号）……………6

- 農業委員会総会に追加する案件について（第16号）……………6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第48号）……………6
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第49号）……………6
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第50号）……………6
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第51号）……………6
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第52号）……………7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第53号）……………7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第54号）……………7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第55号）……………7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第56号）……………7
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第57号）……………7

公告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………7
- 入札参加希望者の公募について……………8
- 公募型プロポーザルの実施について……………8
- ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症および小児の肺炎球菌感染症の予防接種について……………9
- 建築基準法による道路の指定の廃止について……………9
- 差押財産の公売について……………11
- 農用地利用集積計画の策定について……………11
- 平成24年度に地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について……………11
- 建築基準法による道路の位置の指定について……………12
- 建築基準法により位置を指定した道路の一部の廃止について……………12
- 秋田県収用委員会から送付を受けた裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………12
- 秋田県収用委員会から送付を受けた裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………12
- 秋田県収用委員会から送付を受けた裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの縦覧について……………12

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………13
- 一般競争入札の執行について……………14
- 入札参加希望者の公募について……………15
- 入札参加希望者の公募について……………16
- 入札参加希望者の公募について……………17

- 入札参加希望者の公募について……………17
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………18
- 入札参加希望者の公募について……………18

規 則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の表第3号の2ウ中「又は疾病」を「、疾病又は老齢」に改め、同条第2項中「前項の表」の次に「第3号の2および」を加え、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「助産の実施」の次に「(以下「助産の実施」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申込みについて助産の実施を行うことを決定したときは、当該申込みをした者に対し、助産施設入所承諾通知書により通知するとともに、助産の実施を行う助産施設の長に対し、助産施設入所依頼書を送付するものとする。

第9条に次の2項を加える。

3 市長は、第1項の申込みについて助産の実施を行わないことを決定したときは、当該申込みをした者に対し、助産施設入所不承諾通知書により通知するものとする。

4 市長は、助産の実施を行う前に、助産の実施に係る理由の消滅、妊産婦の転出、死亡等により助産の実施を解除したときは、当該妊産婦および第2項の依頼書を送付した助産施設の長に対し、助産実施解除通知書により通知するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

(助産の実施報告書の提出等)

第9条の2 前条第2項の依頼書の送付を受けた助産施設の長は、当該依頼書により入所した妊産婦に対し助産を行うとともに、当該妊産婦が退所した後、速やかに助産の実施報告書を市長に提出しなければならない。

第10条第1項中「母子保護の実施」の次に「(以下「母子保護の実施」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の申込みについて母子保護の実施を行うことを決定したときは、当該申込みをした者に対し、母子生活支援施設

設入所承諾通知書により通知するとともに、母子保護の実施を行う母子生活支援施設（以下この条および次条において「施設」という。）の長に対し母子生活支援施設入所依頼書を送付するものとする。

第10条に次の2項を加える。

3 前項の場合における母子保護の実施の期間は、2年を超えない期間とする。ただし、やむを得ない事情により2年を超えて母子保護の実施を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項の申込みについて母子保護の実施を行わないことを決定したときは、当該申込みをした者に対し、母子生活支援施設入所不承諾通知書により通知するものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(母子保護の実施の変更等)

第10条の2 施設に入所している保護者（法第23条第1項に規定する保護者をいう。）(以下「入所者」という。)が、母子保護の実施の期間の満了前に施設を退所しようとするときは、退所届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、入所者が施設を退所するに当たっては、当該施設の長の意見を聴くことができる。

3 入所者は、母子保護の実施の期間の延長を希望するときは、当該期間が満了する日の30日前までに、在所期間延長申込書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、母子保護の実施を変更し、解除し、停止し、又は延長することを決定したときは、入所者および施設の長に対し、母子保護実施変更（解除・停止・延長）通知書により通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による申込みについて母子保護の実施の期間を延長しないことを決定したときは、入所者に対し、在所期間延長不承諾通知書により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年5月31日までの間において改正後の秋田市児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第10条第1項に規定する母子保護の実施の期間が2年を超えることとなる者に対する改正後の規則第10条の2第3項の規定の適用については、同項中「当該期間が満了する日の30日前まで」とあるのは、「平成26年5月1日まで」とする。

告 示

秋田市告示第281号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年11月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成24年度市税督促状
平成25年度市税督促状

秋田市告示第282号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年11月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9
氏名 畠 山 秀 美
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市土崎港北七丁目5番16号
- 3 売りさばき所の名称
セブン-イレブン秋田土崎港北7丁目店

秋田市告示第283号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年11月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市手形山西町3番6号
氏名 殿 村 新
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市旭南一丁目9番26号
- 3 売りさばき所の名称
セブン-イレブン秋田旭南1丁目店

秋田市告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務については、秋田公立美術大学附属高等学院に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成25年11月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第285号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年11月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成25年10月4日から同月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年11月26日から平成26年5月26日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
 - 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
 - 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第286号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成25年度秋田市文化章受章者の氏名および事績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成25年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 秋田市文化章
加 藤 隆 二
長年にわたり俳句の普及振興に努めるとともに、選者や講師を務め後進の指導育成に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。
- 秋田市文化章
五十嵐 貴世衣
長年にわたり押絵・人形作家として数多くの優れた作品を発表するとともに幅広い年代への文化活動を推進するなど本市文化の発展に貢献した。
- 秋田市文化章
山 形 一 至
長年にわたり優れた詩人として活躍するとともに後進の指導育成に努め秋田県詩壇の活性化に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。
- 秋田市文化章
濱 田 文 男
素材物性学の研究に努めるとともに学会の運営や国際会議の開催に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。
- 秋田市文化章
三 浦 廣 巳
長年にわたり地域産業の発展に寄与するとともにスポーツ、教育、国際交流の振興に幅広く貢献するなど本市文化の発展に貢献した。

した。

秋田市告示第287号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第288号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番37号 鈴木貸家10号
松 浦 光 佑
- 2 送達すべき書類の名称
平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年11月18日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
東通いわま薬局	秋田市東通一丁目5番16号	平成25年10月1日
いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町1番45号	平成25年10月1日
佐野薬局城東店	秋田市広面字鍋沼93番地6	平成25年10月25日
みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3番3号	平成25年11月1日
佐野薬局桜店	秋田市桜一丁目1番1号	平成25年11月1日

秋田市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年11月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
わだクリニック	秋田市寺内字三千刈86番地3	平成25年10月3日
あきた内科・呼吸器内科クリニック	秋田市東通一丁目5番17号	平成25年10月1日
ミチヒロ胃腸内科クリニック	秋田市広面字鍋沼93番地	平成25年10月1日
いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町1番45号	平成25年10月1日
いしばし歯科医院	秋田市御所野元町五丁目12番3号	平成25年10月1日
てらうち三千刈薬局	秋田市寺内字三千刈86番地10	平成25年10月1日
東通いわま薬局	秋田市東通一丁目5番16号	平成25年10月1日
佐野薬局城東店	秋田市広面字鍋沼93番地6	平成25年10月25日
みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3番3号	平成25年11月1日
佐野薬局桜店	秋田市桜一丁目1番6号	平成25年11月1日

2 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
岩見三内クリニック	秋田市河辺三内字外川原115番地	平成25年10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
いしばし歯科医院	秋田市御所野元町五丁目12番2号	平成25年9月30日
稲見外科内科医院	秋田市保戸野中町1番45号	平成25年9月30日

秋田市告示第291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成25年11月18日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービ ス の 種 類
社会福祉 法人桜丘 会	居宅介護 支援事業 所幸 所幸	秋田市中通 六丁目4番 27号	平成25年 11月15日	居宅介護支 援

秋田市告示第292号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年11月19日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田県大仙市大曲町5番23号
ファミリーマート秋田八橋本町店
株式会社Y T M
代表取締役 戸 嶋 恒

受託者の住所および氏名

秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9
セブン-イレブン秋田土崎港北7丁目店
店長 畠 山 秀 美

受託者の住所および氏名

秋田市手形山西町3番6号
セブン-イレブン秋田旭南1丁目店
店長 殿 村 新

秋田市告示第293号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年11月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度第3期国民健康保険税督促状

秋田市告示第294号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月21日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

秋田市手形からみでん3番55号	飛 沢 寛
-----------------	-------

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知っ

た日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
 - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第295号

平成25年11月29日市議会議事堂に秋田市議定会例会を招集する。
平成25年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第296号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市桜台三丁目8番7号
氏名 佐 藤 祐 子
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市寺内堂ノ沢一丁目9番16号
- 3 売りさばき所の名称
セブン-イレブン秋田寺内堂ノ沢店

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成25年11月28日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年11月25日

秋田市教育委員会

委員長 進 藤 光 子

付議案件

平成26年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成25年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成25年11月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成25年12月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第15号

平成25年11月18日午後1時秋田市山王四丁目2番12号ルポールみずほに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年11月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（9件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成25年度第7号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（1件）

秋田市農委告示第16号

平成25年11月18日午後1時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成25年11月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第48号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
相馬工業	相馬 善雄	秋田市仁井田小中島 4番6号

2 廃止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第49号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
相馬工業	相馬 善雄	秋田市仁井田小中島 4番6号

2 廃止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第50号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社ワイケー企画	鈴木 昭彦	秋田市太平八田字 八田179番地1

2 休止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第51号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社ワイケー企画	鈴木 昭彦	秋田市太平八田字 八田179番地1

2 休止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第52号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年11月7日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
伊藤水道	伊 藤 隆 治	秋田市河辺松測字松測23番地

2 廃止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第53号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
久八建設株式会社	鈴 木 正 美	秋田市上北手百崎字石川105番地の1

2 廃止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第54号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年11月14日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社佐々木電器	佐々木 光 之	大仙市南外字下鎌田67番地の1

2 廃止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第55号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年11月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
丸の内水道施設工業有限会社	丸野内 貞 司	潟上市天王字上北野81番地

2 廃止年月日

平成22年10月31日

秋田市上下水道局告示第56号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年11月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
丸の内水道施設工業有限会社	丸野内 貞 司	潟上市天王字上北野81番地

2 廃止年月日

平成25年11月14日

秋田市上下水道局告示第57号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年11月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
秋田ライフライン合同会社	佐 用 豊	秋田市檜山城南新町19番6号

2 指定年月日

平成25年11月20日

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成25年11月5日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および

日曜日を除く。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成25年11月6日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

業務番号 ・業務名	業務場所	業務期間	入札参加要件
教文館一修理 第38号 秋田市文化会 館 楽屋廻り塗装 修理	秋田市山王 七丁目3番 1号	契約締結 日から平 成26年3 月11日ま で	次の要件を満た すこと。 平成25年11月現 在、秋田市業者登 録（業種：一般塗 装工事）名簿に登 録されていること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 本市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- エ 市税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年12月4日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号
秋田市文化会館 中2階 第1会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成25年12月6日(金)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - エ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年11月18日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 誓約書（誓約書様式1および2）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年11月7日(水)から同月18日(月)までの午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当
- ウ 申込用紙 秋田市文化会館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成25年11月25日(月)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月7日(水)から同月18日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を含む毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市文化会館
住所 秋田市山王七丁目3番1号 1階事務室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年11月6日

秋田市長 穂 積 志

1 業務名

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託

2 公募開始日

平成25年11月7日(水)

3 件名

秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託

4 日程

- (1) 公募要項等の配布開始
平成25年11月7日(水)
- (2) 公募要項等について質問受付
平成25年11月7日(水)から同月8日(木)まで
長寿福祉課への電子メールによること。
- (3) 応募法人説明会および公募要項等についての質問回答
平成25年11月11日(月)
- (4) 参加表明書の受付
平成25年11月12日(火)から同月15日(木)まで
持参（午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。
- (5) 提案書類の受付
平成25年11月21日(水)から同月22日(木)まで
持参（午前9時から午後5時までとする。）又は郵送（書類郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。
- (6) ヒアリング審査の日

- 平成25年11月下旬から同年12月上旬まで別に指定する日
- (7) 審査結果の通知および公表
平成25年12月下旬
- 5 様式名（公募要項等は秋田市長寿福祉課ホームページからの
入手を原則とする。）
(<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/lg/default.htm>)
- (1) 公募参加に係る提出書類（秋田市長寿福祉課ホームページ
にPDFおよびワードファイルを貼付け）
ア 質問書（様式第1号）
イ 参加表明書（様式第2号）
- (2) 提案書類（秋田市長寿福祉課ホームページにPDFおよび
ワードファイルを貼付け）
ア 応募申込書（様式1）
イ 誓約書（様式2）
ウ 秋田市地域包括支援センター事業計画（様式3）
エ 秋田市地域包括支援センター設置場所位置図（様式4）
オ 秋田市地域包括支援センター平面図（様式5）
カ 秋田市地域包括支援センター事務所内平面図（様式6）
キ 3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員）
経歴書（様式7-1、7-2および7-3）
- 6 公募要項
秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託に係る公募要
項（秋田市長寿福祉課ホームページにPDFを貼付け）
- 7 仕様書
秋田市地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書（秋田
市長寿福祉課ホームページにPDFを貼付け）
- 8 問合せ先
長寿福祉課 地域包括ケア推進担当
住所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
T E L 018-866-8760

F A X 018-866-8962
E-mail ro-wflg@city.akita.akita.jp

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づ
き実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻し
ん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症および小児の肺炎球菌
感染症の予防接種を行う医師の氏名および主たる場所について、
予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および
第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月11日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

医師の氏名	主たる場所
近 藤 大 喜	秋田市飯島西袋一丁目1番1号 秋田組合総合病院

2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名および予防接種を
行っている主たる場所

医師の氏名	主たる場所
伊 藤 卓 洋	秋田市飯島西袋一丁目1番1号 秋田組合総合病院

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規
定による道路の指定を廃止したので、次のとおり公告し、公衆の
縦覧に供する。

平成25年11月21日

秋田市長 穂 積 志

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	廃止する指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和37年10月27日	S37-057	4.00	37.51	秋田市手形字山崎25番1の内、25番2の内、 25番3の内、27番1の内、27番2の内、27 番5の内および27番6の内	平成25年11月21日 第1号
2	昭和39年5月26日	S39-4064	4.00	18.54	秋田市手形字山崎24番2、24番3の内およ び24番4の内	平成25年11月21日 第2号
3	昭和41年9月21日	S41-067-07	5.00	19.68	秋田市茨島七丁目65番1の内、68番1の内、 65番7の先、65番11の先、65番13の先、68 番2の先および68番8の先	平成25年11月21日 第3号
4	昭和42年10月19日	S42-075	4.00	54.54	秋田市手形字西谷地131番7の内、131番8 の内、131番9の内、132番1の内および132 番2の内	平成25年11月21日 第4号
5	昭和42年10月19日	S42-096	4.00	18.72	秋田市手形字山崎25番2の内および25番3 の内	平成25年11月21日 第5号
6	昭和42年10月19日	S42-125	4.00	45.40	秋田市手形字山崎85番1の内、85番2の内、 85番4の内および86番の内	平成25年11月21日 第6号
7	昭和45年12月22日	S45-087	4.00	147.48	秋田市新藤田字高梨台42番24の内、42番35 の内、42番38の内および42番52の内	平成25年11月21日 第7号

8	昭和45年12月22日	S 45-102	6.00	54.55	秋田市八橋三和町129番4、129番5の内、129番6、130番6、130番7の内、130番8および130番9	平成25年11月21日 第8号
9	昭和46年3月29日	S 45-137	6.00	53.54	秋田市広面字昼寝41番2、41番4、41番6、41番8、41番10、41番11の内、41番12、41番13の内、41番14、41番15および41番16	平成25年11月21日 第9号
10	昭和46年12月22日	S 46-030-01	6.00	72.88	秋田市栢山城南町27番13、30番28の内、30番29、30番30の内、30番31、30番32の内、30番33、30番34、30番35、30番36、30番37、30番38および30番39	平成25年11月21日 第10号
11	昭和47年6月19日	S 47-009	6.00	54.40	秋田市八橋田五郎二丁目70番6、70番7、70番8、70番9、71番8、71番9、71番10、71番11、71番12および71番13	平成25年11月21日 第11号
12	昭和47年6月19日	S 47-010	6.00	54.22	秋田市仁井田福島一丁目119番1、119番3、119番5、119番7、119番11、120番1、120番2、120番4、120番5、120番6および120番13	平成25年11月21日 第12号
13	昭和47年12月22日	S 47-037	6.00	55.74	秋田市仁井田福島一丁目131番7、131番8、131番9、131番10、132番2、132番4、132番6、132番8および132番11	平成25年11月21日 第13号
14	昭和47年12月22日	S 47-045	6.00	53.54	秋田市仁井田福島一丁目187番5、187番7、187番8、187番9、188番9および188番10	平成25年11月21日 第14号
15	昭和49年6月28日	S 49-002	6.00	54.54	秋田市広面字樋ノ下4番7、4番8、4番9、4番10、4番11、4番12、5番4および5番6	平成25年11月21日 第15号
16	昭和49年9月25日	S 49-048	6.00	53.72	秋田市八橋イサノ一丁目173番7、173番8の内、173番9の内、173番10、173番11の内、173番12、173番13の内、173番14、173番15の内、173番16、173番17の内、174番1の内、174番2の内、174番3の内および174番4の内	平成25年11月21日 第16号
17	昭和52年3月25日	S 51-022	6.00	44.36	秋田市仁井田二ツ屋二丁目274番4、275番10、276番3および277番3	平成25年11月21日 第17号
18	昭和52年6月2日	S 52-013	6.00	18.73	秋田市八橋イサノ二丁目77番2の内、77番3の内、77番4の内、77番5の内、77番6の内、77番8の内、77番9の内および77番13の内	平成25年11月21日 第18号
19	昭和54年9月28日	S 54-038-02	6.00	22.60	秋田市濁川字家ノ前37番13の内、37番34の内、44番2の内、44番6の内、45番15の内、45番16の内および45番17の内	平成25年11月21日 第19号
20	昭和56年12月10日	S 56-018	4.00	39.13	秋田市広面字鍋沼70番1の内、70番3の内、70番4の内および70番7の内	平成25年11月21日 第20号
21	昭和57年8月23日	S 57-014	6.00	55.82	秋田市外旭川字三千刈66番1および67番3	平成25年11月21日 第21号
22	昭和63年9月27日	K S 63-117	6.00	45.36	秋田市河辺北野田高屋字榊表15番14および15番16	平成25年11月21日 第22号
23	平成2年7月9日	H 02-001	4.00	53.77	秋田市手形字西谷地112番4、112番5、112番6および112番7	平成25年11月21日 第23号

24	平成2年12月11日	K H02-130	6.00	43.74	秋田市河辺北野田高屋字榊表15番28	平成25年11月21日 第24号
25	平成24年2月24日	H23-003	4.00 ~ 4.93	34.97	秋田市外旭川八柳二丁目273番9、365番5 および365番5地先道水路	平成25年11月21日 第25号

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月22日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙公売財産の表示（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙公売財産の表示（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 格 別紙公売財産の表示（省略）のとおり

2 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

3 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成26年1月7日午後1時から同月20日午後11時まで
- (2) 入札期間
平成26年1月27日午後1時から同年2月3日午後1時まで
- (3) 開札
平成26年2月3日午後2時

4 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

5 売却決定日時

平成26年2月10日午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室

7 公売保証金

入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。

8 買受代金納付期限

平成26年2月10日午後2時30分

9 買受人についての資格その他の要件

- (1) 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。
- (2) 秋田市農業委員会の発行する競（公）売買受適格証明書（これらの権利を取得する者がその住所のある市町村の区域外の場合は、秋田県知事の許可）を取得し提出できる者

10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

11 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

13 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担とする。

14 消費税の取扱い

非課税財産のため、徴収しない。

15 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消および変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
- (6) 公売財産には、河辺郡芝野堰土地改良区に対し、平成23年度、平成24年度および平成25年度に、それぞれ1,000平米当たり3,300円の賦課金等の未納があり、これらの費用は新所有者に引き継ぐ。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

地籍調査作業規定準則（昭和32年総理府令第71号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成24年度に地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成25年11月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市河辺和田字宮崎および同字小川川の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成25年11月29日から同年12月18日までの20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 河辺市民サービスセンター 2階 大会議室
- 6 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して、誤り等訂正申出書に記入

押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は平成24年度10月測量、簿冊は平成25年11月6日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり位置の指定をしたので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年11月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市山王三丁目1番13号
ハーベストホーム株式会社
代表取締役 岩本 博司
- 2 道路位置指定箇所
秋田市広面字大巻52番1
- 3 道路幅員 5.00メートル
- 4 道路延長 34.87メートル
- 5 指定年月日および番号
平成25年11月27日 第8号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和42年2月23日付け指定番号第100号で位置を指定した道路の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市新屋勝平町1番4号
小 西 重 雄
秋田市新屋勝平町1番4号
小 西 イサ子
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市新屋割山町133番1の内および135番4の内
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 16.85メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成25年11月29日 廃止番号 第1号

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁判申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁

内）に意見書を提出することができる。

平成25年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内までおよび右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）
- 3 裁判申請年月日 平成25年11月6日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城笠岡字家越	73番	原 野

- 5 縦覧期間 公告の日から平成25年12月12日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 7 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁判申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成25年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内までおよび右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）
- 3 裁判申請年月日 平成25年11月6日
- 4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡	107番	畑

- 5 縦覧期間 公告の日から平成25年12月12日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 7 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁判申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそ

これらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は取用委員会の審理が終わるまでに、秋田県取用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成25年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸地内から同市下新城笠岡字笠岡地内までおよび右岸・秋田県秋田市飯島字芋地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）
- 3 裁決申請年月日 平成25年11月6日
- 4 取用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡	133番	山 林
- 5 縦覧期間 公告の日から平成25年12月12日まで
- 6 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 7 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第38号 豊岩浄水場監視制 御設備排水処理コ ントローラ盤修繕	秋田市豊 岩豊巻字 上野164 番地	平成26年 3月20日	電気工事A級 (基本的要件に ついては、別に 記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業

務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年11月13日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年11月15日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年11月12日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成25年11月1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市川尻みよし町14番8号 上下水道局川尻庁舎）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市川尻みよし町14番8号 上下水道局川尻庁舎）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年11月13日(水)から同月14日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入

札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年11月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第39号 ハロゲン化物消火 整備修繕	秋田市八橋本町 六丁目12番15号 (八橋下水道終 末処理場内)	平成26年 3月14日 まで	3に記載

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年11月19日(火)午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年11月21日(木)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。

(2) ハロゲン化物消火設備の取替、設置又は修繕の実績があること。

(3) 消防用設備士甲種第3類の資格を有する者を主任技術者と

して配置できること。

(4) 租税に滞納がないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

(7) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年11月12日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

(ウ) 配置予定資格者の資格・工事経歴（様式3）および資格者証の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

(ア) 入札参加申込書（様式1）

(イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

(ウ) 配置予定資格者の資格・工事経歴（様式3）および資格者証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては、営業の事実を証する書類

(オ) 納税証明書

a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の方までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年11月1日(金)から同月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市川尻みよし町14番8号 上下水道局川尻庁舎）

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月1日(金)から同月18日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市川尻みよし町14番8号 上下水道局川尻庁舎）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年11月15日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年11月8日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第40号 上下水道局庁舎 地下駐車場 止水修繕	秋田市川尻みよし町14番8号地内	平成26年2月28日	建築一式工事B級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から建築一式工事のB級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年11月20日(水) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成25年11月22日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年11月19日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年11月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月8日(金)から同月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。

- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年11月20日(水)から同月21日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年11月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第41号 配水場緊急遮断弁修繕	浜田配水場（秋田市浜田字滝の原159番地33）および豊岩配水場（秋田市豊岩豊巻字上野164番地）	平成26年 3月10日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 水道施設において緊急遮断弁の設置又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年11月27日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年11月29日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年11月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成25年11月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年11月27日(水)から同月28日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年11月15日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第42号 脱水機棟無 停電電源装 置蓄電池修 繕	秋田市豊岩豊 巻字上野164 番地（豊岩浄 水場）	平成26年 3月20日	電気工事A級 （基本的要件につ いては、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年11月27日(水) 午前10時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年11月29日(金)
- (5) 注意事項

- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年11月26日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成25年11月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年11月27日(水)から同月28日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年11月22日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第43号 No.1 余剰汚 泥供給ポン プ修繕	秋田市八橋本 町六丁目12番 15号	平成26年 3月20日	機械器具設置工事 A級 (基本的要件につ いては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年12月4日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年12月6日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年12月3日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年11月22日(金)から同年12月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月22日(金)から同年12月3日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年12月4日(水)から同月5日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年11月28日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一
賦課対象区域

手形字山崎、手形字西谷地および手形新栄町（別添図面（省略）に表示された施工箇所に向けた土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年11月29日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第44号 豊岩浄水場 排水処理補 機整備	秋田市豊岩豊 巻字上野164 番地	平成26年 2月28日	機械器具設置工事 A級 (基本的要件につ いては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年12月11日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年12月13日(金)
- (5) 注意事項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年12月10日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年11月29日(金)から同年12月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年11月29日(金)から同年12月10日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年12月11日(水)から同月12日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

